

感 企 発 1219 第 1 号  
令 和 6 年 12 月 19 日

観光庁観光産業課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部企画・検疫課長  
( 公 印 省 略 )

黄熱予防接種に関する旅行業者等への周知について（依頼）

日頃より、感染症対策に対する御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、海外渡航者向けに、海外における感染症の流行情報や予防方法などの情報提供を行っているところです。

特に、黄熱に関しては、黄熱への感染を予防するだけでなく、予防接種証明書を携帯しなければ入国できない場合があるため、渡航先によっては、事前に予防接種を受ける必要があります。

このため、黄熱の予防接種を必要とする地域や国などの情報のほか、国内における黄熱の予防接種実施機関や予約方法等の情報についてもウェブサイト等を活用して周知を行っています。

海外旅行の際には、旅行業者の企画するツアー等を利用される方も多いことから、旅行業関係団体及び旅行業者を通じ、別添のリーフレット等を活用した海外渡航者への情報提供について、御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)

厚生労働省検疫所ウェブサイト「FORTH」

[https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/yellow\\_fever\\_certificate.html](https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/yellow_fever_certificate.html)

別添：外国への入国時に「黄熱」の予防接種の国際証明書が必要な場合があります